

特定非営利活動法人 日本スパ・ウェルネス協会 認定校基準

日本スパ・ウェルネス協会(以下、当協会)の認定校として登録申請する各学校・スクールは、当協会が定めた以下の認定校基準を満たすものとする。

尚、認定校申請を行う場合は、当協会法人または賛助会員として入会后、所定の書類に基づく審査と当協会による養成施設の実地視察の上、決定するものとする。

I.教育の範囲、履修方法、教材・媒体、時間数、履修の記録方法

- ① 認定校で定めるカリキュラムは「JEO エステティシャン指針」に基づく当協会のカリキュラムであること。
- ② いずれかの科目にサービス業としての必要知識(ホスピタリティーマインド・衛生消毒・法令順守など)、接客・ビジネスマナーを履修できるカリキュラムが組み込まれていること。
- ③ 履修方法は300時間以上、または1000時間以上の通学教育(通信教育を含む)を開講しているものとする。
- ④ 養成施設・認定講師及びアシスタント講師の人数・通信教育に関する履修時間は、「別表1 養成施設認定基準」を満たすものとする。
- ⑤ 使用教材等は当協会が発行している教材を使用していること。
- ⑥ 履修単位は1時限=1単位とし、各養成校にて随時記録・管理する。認定校登録の際には、当協会指定の「認定養成校カリキュラム管理表」に記載し、提出することとする。

II.通学教育における教科課程

- ① 各教科の総時間数300時間以上の場合、『ソワンエステティック理論ⅠⅡⅢ、技術Ⅰ』(全4巻)を使用し、1000時間以上の場合、『ソワンエステティック理論ⅣⅤⅥ、技術Ⅱ』を加えた(全8巻)を使用すること。
また、授業の1時限は45分~90分を標準とし、適宜授業形態を変更できるものとする。但し総時間数は、休憩を含まない実質時間数で300時間/1000時間を下回らないものであること。
- ② 全ての科目において、非常災害(警報発令)・交通ストライキ等の不可抗力により授業・行事が中止された場合、当協会の定めるカリキュラムを下回ることの無いよう補習授業等を実施することとする。

III.通信教育課程における教科課程について

通信教育課程における教育課程は、資料 No.2 を満たすものとする。

IV.学習指導上の留意事項

- ① 当協会の認定講師は以下のように定める。
 - ・当協会認定国際ビューティセラピスト取得かつ講師経験 3 年以上または実務経験 6 年以上の者で認定講師試験に合格した者。
 - ・講師資格取得後も当協会が認めるトータルビューティ関連の講習会に参加すること。5 年以内に 30 時間以上の受講証明書を提出すること。
- ② 単位の認定に関しては、以下に定める。
 - ・授業出席時間による認定：学校の定める教科毎出席必要時間数を満たしていること。
 - ・技術評価による単位認定：学校の定める基準を満たしていること。
 - ・学科評価による単位認定：学校の定める基準を満たしていること。
 - ・授業態度による単位認定：授業に集中し、他の人の迷惑にならないこと。
 - ・単位認定の査定に対して不正行為（カンニングなど）、又は虚偽の申請が確認された場合（レポートの代理作成など）単位認定終了後であっても、直ちに当該単位を無効とする。
- ③ 成績評価
授業科目の成績評価は、各学期末に行なう試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行なう。ただし、出席時数が授業時間の 80%に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。
- ④ 追試験・補習授業については基本の考えを以下の通りとし、各校の裁量に任せることとする。
 - ・学期末の定期試験などで及第点が取れない場合や試験日に欠席したときは、追試験を受けないと単位の修得ができない。
 - ・欠席・遅刻・早退などが多く授業単位が不足した生徒は、定められた期間に補習授業を受け、単位を修得しなければならない。
- ⑤ 通信教育課程の生徒においては、随時学生からの質問を受け付け、添削にあたっては、点数以外に講評、注意点などを記入するなどの指導を行うこととする。

V.養成施設における卒業の認定

- ① 卒業基準
卒業は各校にて定められた単位認定基準の単位を取得することとする。
 - 1) 出席状況 各教科の所定時間以上出席すること。
 - 2) 学科、実技の修得 学期末試験、全教科合格のこと。
- ② 認定校に在籍する学生が卒業認定の基準を満たした場合には、認定校代表者の名をもって卒業を認めなければならない。

別表1 養成施設認定基準

環境・教材・講師及びアシスタント数

審査対象	判定基準
環境・立地	教育施設としてふさわしい環境・立地であること
教室	教育施設としてふさわしい設備を備えた教室であること
生徒数	生徒定員数 10 名以上
給排水、給湯設備	実技授業をスムーズに行う為の適切な給排水・給湯設備を有していること
消毒・衛生設備	当協会の定める自主衛生基準を満たしていること（別紙参照）
照明・空調	授業を行うにあたり、十分な照明と空調設備を有していること
防災・避難	消防法に基づいた防災設備及び避難誘導設備を有していること
機器・用具・用材・備品等	それぞれ一定以上を備えていること
教育カリキュラム	当協会が定める教育カリキュラムを実施すること（別紙参照）
教材	当協会が定める教材を使用すること
講師	<p>当協会が定める認定講師及びアシスタント講師の人数が下記の条件を満たしていること</p> <p>〔講義〕常勤または常勤に準ずる認定講師 1 名以上が必要</p> <p>〔実技〕生徒 1 名 ～10 名に対し 1 名以上の常勤 または常勤に準ずる認定講師が必要</p> <p>但し生徒 11 名以上の場合は認定講師に加えてアシスタント講師でも可</p>

什器・設備、1回の授業生徒数に対する備品必要数等

備品等	備考
給排水湯設備	5ベッドに1シンク以上
配線（コンセント）	ベッド数×2 以上
消毒室（コーナー・収納庫）	1室（1基）以上
消毒用機器	10ベッドに1台以上
シャワー（遮断されるスペース）	適宜（専用）
ロッカーまたは収納棚	授業定員数（専用）
更衣室	生徒数に応じた更衣室を有すること
講義用机・イス	授業定員数
ベッド数	授業定員の2分の1
フェイシャル機器	必要数
ボディ機器	必要数
脱毛機器（選択）	必要数
ワックス脱毛機器	5ベッドに1台以上（レンジ用溶解剤可）
ワゴン（木製不可）	1ベッドの1台以上
ホットキャビネット	5ベッドに1台（10本以上収納）以上
洗濯・乾燥機（専用）	各1台以上
ゴミ箱	各ベッドに1個、および教室に可燃用・不燃用（フタ付き）各1個
メイク用鏡	授業定員の2分の1

※ 消毒剤、タオル類、化粧品類、その他の用具・用材を収納できる棚（扉付）を設置のこと。必要に応じての収納用備品は適宜、設置のこと。

※ 照明・・・当該授業に必要な照度であること

※ 換気、空調・・・良好であること

※ トイレ・・・養成施設専用であること

分校について

認定基準	1) 本校での教育実績が6ヶ月以上経過していること
	2) 本校と同一資本、同経営、同名であること
	3) その他の基準は認定校に準ずる
	4) 分校は複数の許可を同時に申請することができる

認定校に関する費用

	金額（税込）	分校
入会金	¥500,000	
年会費	¥180,000	¥60,000
養成施設視察費	¥20,000	¥20,000
（視察者の）旅費・宿泊費	実費	実費
認定校登録費用	¥150,000	1校につき ¥100,000

入会金・年会費について

会員	入会金	年会費
正会員（個人のみ）	¥20,000	¥6,000
賛助会員	¥100,000	¥60,000
特別会員	¥500,000	¥180,000
学生会員（5年間期限）	¥30,000	¥0

■正会員 入会資格

この法人の目的に賛同して入会した個人

■賛助会員 入会資格

この法人の目的に賛同し賛助する為に入会した個人及び法人並びに団体

■特別会員 入会資格

この法人の目的に賛同する美容師・スパセラピスト養成施設

■学生会員 入会資格

特別会員に登録されている養成施設の学生で、在学中に入会手続きをした個人。
卒業後に正会員に替わる。

日本スパ・ウェルネス協会 認定校 カリキュラム

	教科	授業実施時間	
		300時間	1000時間
理論課程	エステティック概論	4	8
	関連法規	4	6
	皮膚科学	24	55
	解剖生理学	20	50
	大脳生理学	10	24
	運動生理学	4	10
	栄養学	8	30
	化粧品学	8	24
	エステティック機器学	6	15
	衛生管理	4	14
	サロン経営学	4	20
	救急法	4	4
	エステティックカウンセリング	10	20
	小計	110	280
実技理論	フェイシャルエステティック	10	30
	ボディエステティック	6	20
	脱毛	4	6
	メイクアップ	0	6
	マニキュア	0	4
	ペディキュア	0	4
	選択科目(アロマ・リフレク 等)	0	30
	小計	20	100
技術課程	フェイシャルエステティック	90	250
	ボディエステティック	70	210
	ワックス脱毛	10	16
	メイクアップ	0	32
	マニキュア	0	18
	ペディキュア	0	18
	選択科目(アロマ・リフレク 等)	0	
	サロン実習	0	76
	その他(校外学習、ボランティア活動 等)	0	
	小計	170	620
合計		300	1000